

(別紙2)

# ～防犯に配慮した安全・安心なまちづくり～ ちゅうさん運動の概要

及び

## 点検実施・報告要領等について



沖縄県子ども生活福祉部 消費・くらし安全課



# ちゅらうちなー安全なまちづくり条例

平成16年4月1日施行

## 目的

犯罪の防止に関し、県、県民、事業者の責務を明確にし、それぞれの連携、協力の下、安全なまちづくりに関する取組を推進して、全ての人々が安全で安心して暮らし、滞在できる沖縄県を実現する。

## 内容

犯罪防止のための自主的な活動の促進

道路、公園、共同住宅、特定小売店舗の防犯性の向上

学校等における児童等の安全の確保等

観光客に対する安全対策



# 指針の制定について

平成16年4月1日施行

条例に基づき、安全なまちづくりのための具体的方策等として指針を制定。

## 指針の種別

1. 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針
2. 共同住宅に関する防犯上の指針  
→ 犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準について規定。
3. 学校等における児童等の安全の確保に関する指針  
→ 施設設備の点検、緊急時に備えた体制整備、保護者・地域住民との連携等、児童等の安全確保のための必要な方策について規定。
4. 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針  
→ 通学路等における児童等の安全を確保するために講すべき措置について規定。
5. アルコール関連犯罪の防止に関する指針

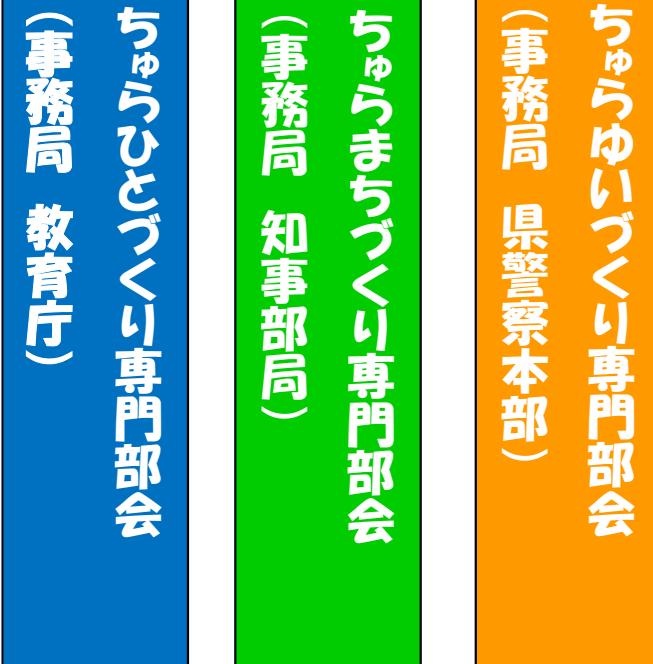


# ちゅらさん運動推進体制

ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議  
(会長:沖縄県知事)

連携

各地区安全なまちづくり推進協議会  
(会長:市町村長)



- 那霸地区安全なまちづくり推進協議会
- 豊見城地区安全なまちづくり推進協議会
- 糸満地区安全なまちづくり推進協議会
- 与那原地区安全なまちづくり推進協議会
- 浦添・西原地区安全なまちづくり推進協議会
- 宜野湾地区安全なまちづくり推進協議会
- 沖縄地区安全なまちづくり推進協議会
- 嘉手納町・読谷村安全なまちづくり推進協議会
- 石川地区安全なまちづくり推進協議会
- うるま地区安全なまちづくり推進協議会
- 名護地区安全なまちづくり推進協議会
- 本部地区安全なまちづくり推進協議会
- 宮古かぎすま安全なまちづくり推進協議会
- ハ重山地区安全なまちづくり推進協議会

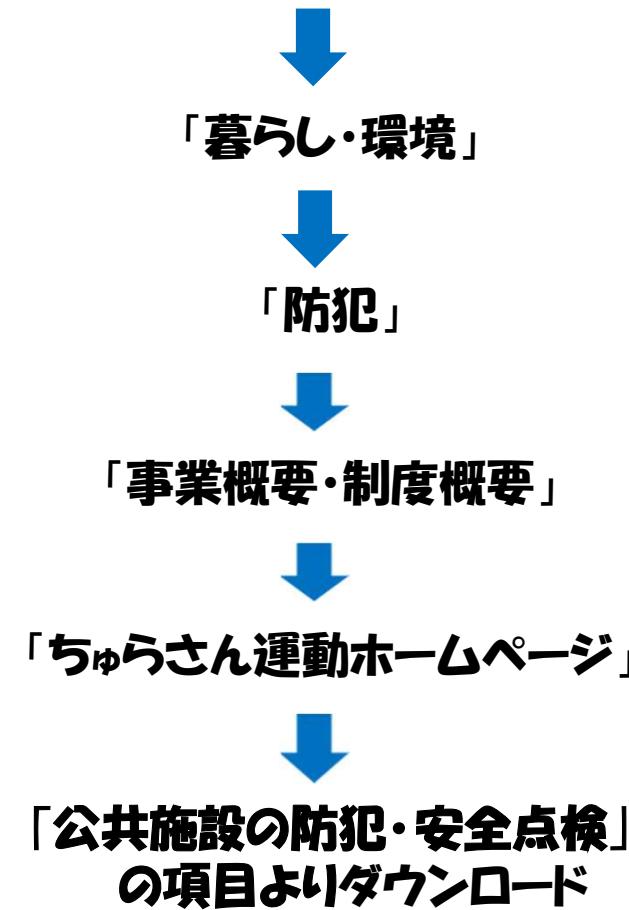
犯罪のない安全・安心な沖縄県



# 点検表(様式1)、集計表(様式2)、アンケートの 入手方法



沖縄県トップページ「目的別メニュー」





# 点検実施要領

様式1-4 防犯・安全点検表【学校用】								
学校名	○○小学校							
所管教育委員会名	△△教育委員会	担当者職名	■■					
担当者名	×× ××	電話番号						
対象要件	幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（国立・私立学校も含む）							
(点検日：7月15日)								
No.	点検項目	左欄「要改善箇所数」の措置状況						
		要改善箇所数	改善済	③改善予定				
①	②	9月中	年度内	近年中	未定	合計		
(1) 樹木や植栽等が伸び放題な箇所や違法看板等が設置され、周囲から学校内の見通しが妨げられている箇所はないか。						0		
(2) 照明設備の明るさが低い箇所や、電球が切れている箇所はないか。	3	2	1			1		
(3) ゴミの散乱や落書き等が発生している箇所はないか。校内のトイレ等は清潔に保たれているか。						0		
(4) 警備員等による巡回や、防犯カメラが設置されている場合は防犯カメラを使用した管理等、適正な管理が行われているか。警備員等の常駐及び巡回等がない学校の場合は、退出時の戸締まり徹底の周知等、適切な管理体制が整っているか。						0		
(5) フェンス、柵等に壊れている箇所はないか。柵等が見通しを遮るものになっていないか。						0		
(6) 門扉・ドア等が設置されている箇所で、鍵が壊れている箇所や、ガラスが割れている箇所はないか。						0		
(7) 事件事故発生時の警察・消防への通報体制は整備されているか。						0		
	3	2	0	1	0	0	1	

※各施設の点検者は、様式1のうち該当する様式を用いて様式に記載されている点検項目について、点検を実施する。

- 様式1-1【道路用】／様式1-2【公園用】  
様式1-3【建物用】／様式1-4【学校用】



## 【例】

「○○小学校」において、点検項目2「照明設備の明るさが低い箇所や電球が切れている箇所はないか。」について点検し、電球が切れている箇所が3カ所あり、そのうち、直ちに改善が可能な箇所が2箇所、今年度中に改善が可能な箇所が1箇所である場合。



様式1-4【学校用】の様式の点検項目No(2)の要改善箇所数欄に「3」、改善済欄に「2」、改善予定の年度内欄に「1」を記入する。

※「②改善済」については、点検結果報告までに改善が可能な箇所数を入力。「③改善予定」については、改善予定期間に改善箇所数を入力。



他の点検項目についても、同様に点検を実施する。



全ての点検予定施設の点検を終えたら、様式2で集計を行う。



# 点検結果の集計要領

- ① 報告機関名、担当者、連絡先を入力する
  - ② 点検を実施した施設名等を入力し、点検結果を右欄各項目に入力する
  - ③ 30カ所を超える場合は、新たなファイルを使用する(行の挿入は行わないこと)

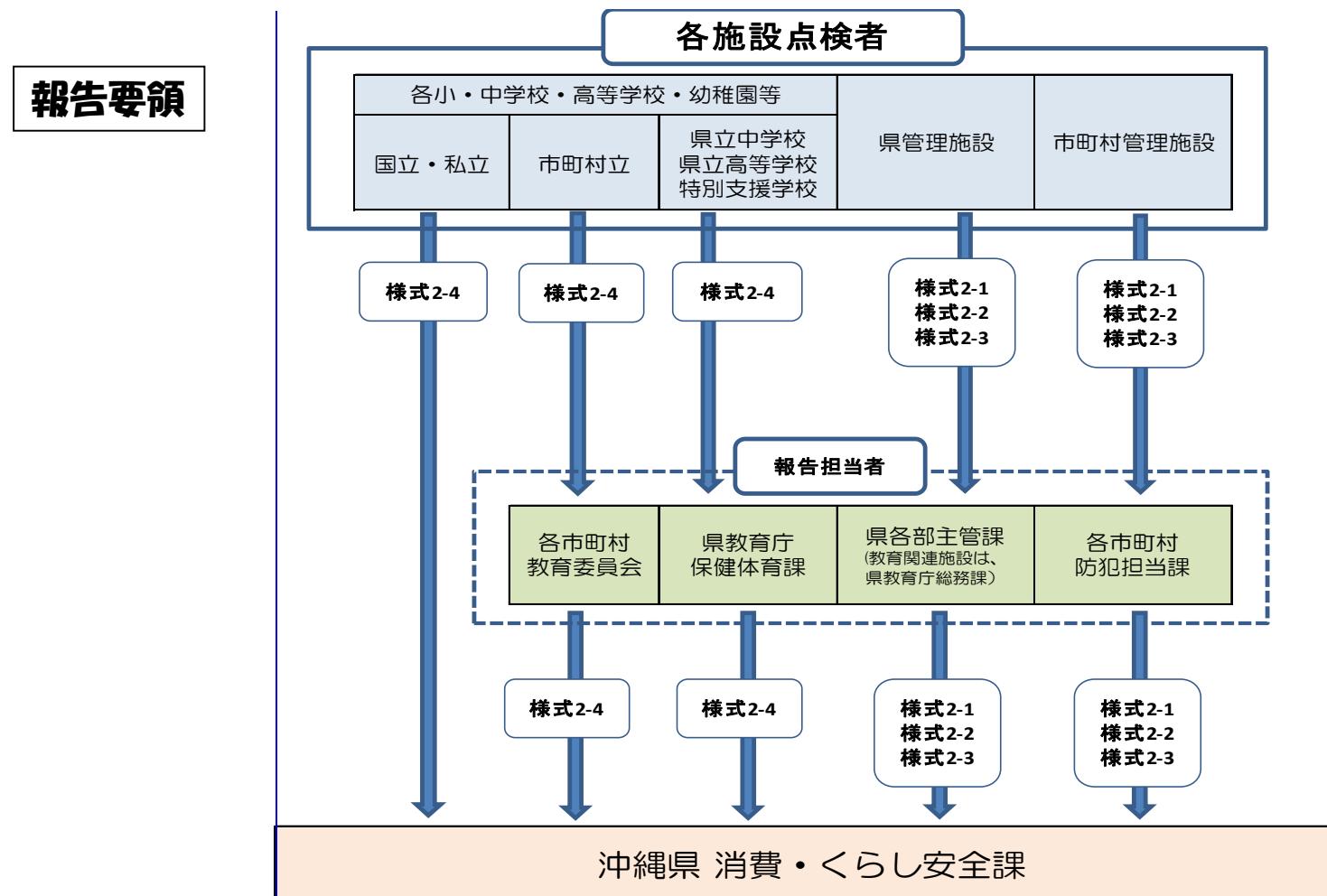
### 樣式2-4



# 点検結果の報告要領

様式2を作成後、アンケート様式にも入力のうえ、下記「報告要領」に沿って、データで報告する。

報告担当者は、各施設点検者からの報告をうけ、取りまとめた上で、消費・くらし安全課あてに、メールで送信する。(メールアドレス　nakasoak@pref.okinawa.lg.jp )





# 実施スケジュール

6	7月																									
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
点検実施 準備期間						点検実施期間																				
7月											8月															
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
点検実施期間											点検結果集計・報告												報告期限 点検結果 公表準備			

●点検結果は取りまとめのうえ公表いたします。報告期限の厳守をお願いします。

●点検実施期間内での点検実施に御協力願います。都合により、同期間内で実施できなかった場合でも、報告期限の8/11(金)までに報告できるよう、点検の実施をお願いします。



## 公共施設の防犯・安全点検



公共施設の防犯安全点検実施状況